6　法第二十六条の八第五項の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法第六十八条の六十八第四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたときは、租税特別措置法施行規則第二十二条の六十二第一項の規定にかかわらず、法第二十六条の八第五項に規定する場合における土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この項において同じ。）の譲渡が法第十八条の八第五項各号に定める事業の用に供される土地等の譲渡に該当するものであることにつき土地開発公社の当該事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類（当該土地等の所在地の記載があるものに限る。）を同令第二十二条の六十二第一項に規定する法人税申告書に添付することにより証明がされたときとする。

第十条第二項中「第二十七条第九項」を「第二十七条第十項」に、「第二十八条第十七項」を「第二十八条第十八項」に改め、同項第一号から第四号までの規定及び第七号中「第二十七条第七項」を「第二十七条第八項」に改め、同条第三項第一号中「第十九条第七項」を「第十九条第八項」に、「第十九条第十項」を「第十九条第十一項」に改め、同項第二号中「第二十七条第十項（法第二十八条第十七項」を「第二十七条第十一項（法第二十八条第十八項」に改め、同項第三号中「第十九条第十項（法第二十条第十五項」を「第十九条第十一項（法第二十条第十六項」に改め、同条第六項中「第二十八条第十七項」を「第二十八条第十八項」に改め、同条第七項第一号中「及び第七項」を「及び第八項」に改め、同条第九項中「第二十七条第七項」を「第二十七条第八項」に改める。

第十三条第三項第一号ホ(1)中「（昭和三十二年政令第四十三号）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「この条及び次条」を「第十四条の二まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第三十七条第一項第一号に規定する住民の避難に関する指示として財務省令で定めるものは、住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示とする。

第十四条第二項中「並びに」を削り、第四章中同条の次に次の四条を加える。

（東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税）

第十四条の二　法第三十八条の二第一項第一号に規定する新築に準ずる状態として財務省令で定めるものは、第十三条第一項に規定する状態とする。

2　法第三十八条の二第一項第三号に規定する増改築等の完了に準ずる状態として財務省令で定めるものは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含む。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態とする。

3　法第三十八条の二第二項第一号ニ(1)に規定する新築に準ずる状態として財務省令で定める状態となっているものは、屋根（その骨組みを含む。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態となっている家屋とする。

4　令第二十九条の二第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた被災受贈者（法第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。第六項第一号及び第八項において同じ。）がその居住の用に供する家屋は、次の各号に掲げる家屋の区分に応じ当該各号に定める書類を法第三十八条の二第九項に規定する申告書（第六項及び第八項において「贈与税の申告書」という。）に添付することにより証明がされたものとする。

一　令第二十九条の二第二項第二号イ(1)又はロ(1)に掲げる要件を満たすことにより同項の証明を受けようとする家屋　当該家屋の登記事項証明書（当該家屋が同項第一号に掲げる要件に該当することが当該登記事項証明書に記載された事項によって明らかでないときは、当該登記事項証明書及び同号に掲げる要件に該当することを明らかにする書類。次号において同じ。）

二　令第二十九条の二第二項第二号イ(2)又はロ(2)に掲げる要件を満たすことにより同項の証明を受けようとする家屋　当該家屋の登記事項証明書及び当該家屋が同号イ(2)又はロ(2)に掲げる要件を満たすものであることを証する書類で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるもの

5　令第二十九条の二第二項第二号イに規定する財務省令で定める構造は、登記簿に記録された当該家屋の構造のうち建物の主たる部分の構成材料が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。

6　令第二十九条の二第三項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた工事は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を贈与税の申告書に添付することにより証明がされた工事とする。

一　法第三十八条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金（次号及び第八項において「住宅取得等資金」という。）を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、被災受贈者の居住の用に供している家屋（次号及び第八項第三号において「増改築対象家屋」という。）の同条第二項第四号に規定する増改築等（次号及び第八項第三号において「増改築等」という。）をした場合　次に掲げる工事の区分に応じ次に定める書類

イ　令第二十九条の二第三項第一号に掲げる工事　当該工事に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項に規定する確認済証の写し若しくは同法第七条第五項に規定する検査済証の写し又は当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

ロ　令第二十九条の二第三項第二号に掲げる工事　当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号イからハまでに掲げるいずれかの工事に該当する旨を証する書類

ハ　令第二十九条の二第三項第三号に掲げる工事　当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

ニ　令第二十九条の二第三項第四号に掲げる工事　当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

二　住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日において、増改築対象家屋が第二項に規定する増改築等の完了に準ずる状態にある場合　増改築等をした増改築対象家屋の工事が完了したときは遅滞なく前号イからニまでに掲げる工事の区分に応じ同号イからニまでに定める書類を住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分（第八項第二号において「増改築適用年分」という。）の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

7　法第三十八条の二第四項第一号に規定する新築に準ずる状態として財務省令で定めるものは、第十三条第一項に規定する状態とする。

8　法第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする者が同条第九項の規定により贈与税の申告書に添付する書類は、次の各号に掲げる住宅取得等資金の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　法第三十八条の二第二項第五号イに掲げる同項第二号に規定する住宅用家屋（以下この号において「住宅用家屋」という。）の新築又は取得の対価に充てるための住宅取得等資金　次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ　住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、住宅用家屋の法第三十八条の二第一項第一号に規定する新築又は取得をし、当該住宅用家屋を被災受贈者の居住の用に供した場合　次に掲げる書類

(1)　住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分（以下この号及び次号において「適用年分」という。）の当該贈与をした者に係る贈与税の課税価格及び贈与税の額その他の贈与税の額の計算に関する明細書で当該住宅取得等資金の贈与をした者ごとに次に掲げる事項の記載があるもの

(i)　当該住宅取得等資金を贈与により取得した日

(ii)　当該住宅取得等資金の金額

(iii)　当該住宅取得等資金のうち法第三十八条の二第一項の規定の適用を受ける部分の金額

(iv)　当該被災受贈者の贈与をした者との続柄

(2)　当該被災受贈者の戸籍の謄本その他の書類で当該被災受贈者の氏名、生年月日及び当該住宅取得等資金の贈与をした者が当該被災受贈者の直系尊属に該当することを証するもの

(3)　当該被災受贈者の適用年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額を明らかにする書類（当該所得税に係る同項第三十七号に規定する確定申告書を当該所得税の納税地の所轄税務署長に提出した被災受贈者にあっては、その旨を記載した書類）